

行政書士白熱講義 2017 レジюме 行政法第1回

【科目別ガイダンス】

○択一 19問×4点=76点 多肢 2問×8点=16点 記述 1問×20点=20点

合計 112点 (300点のうち 37.3%を占める最重要科目 8割以上を目標に!) 改正点 (行審法、地自法)

○内訳 (択一)

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
行政法総論	4	4	4	5	4	3	3	3
行政手続法	3	3	3	3	3	3	3	3
行政不服審査法	2	2	2	2	2	2	2	3
行政事件訴訟法	3	3	3	3	3	3	4	3
国家賠償法	2	2	2	2	2	2	2	2
地方自治法	4	3	3	3	3	3	3	3
その他	1	2	2	1	2	3	2	2

(多肢) 総論、行訴法、地自法などからまんべんなく出題 (2014は総論)

(記述) 2006年以降、行手法と総論から1回、地自法から2回出題されたが、あとは行訴法から出題

【第1章 行政法総論】

○行政法とは：行政関係の諸法律、それらの共通の知識や考え方を体系化したもの (矛盾や齟齬がある)

○行政法の分類

※**行政組織法**：国家行政組織法、内閣法、地方自治法等 → 行政主体、行政機関等

※**行政作用法**：警察官職務執行法、生活保護法等 → 行政行為、行政上の強制等

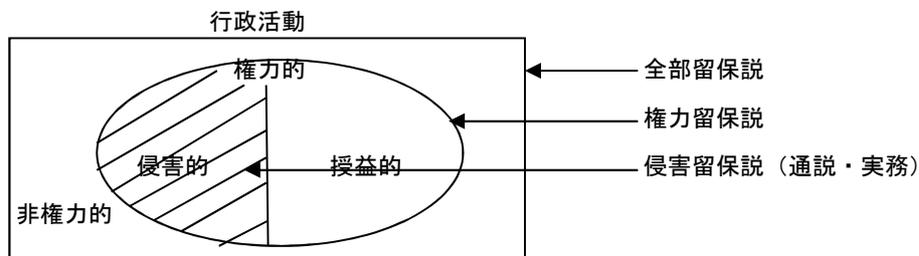
※**行政救済法**：行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法、損失補償制度等

○行政法の法源：成文法源 → 憲法、条約、法律、命令、条例・規則

不文法源 → 慣習法、判例法、条理、行政法の一般原則

○法律による行政の原理：①法律の (専権的) 法規創造力 ②法律の優位 ③法律の留保

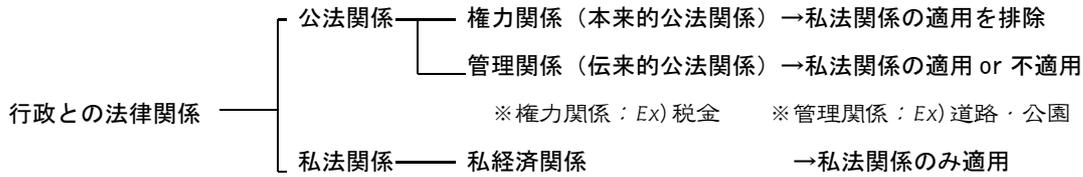
○法律の留保



※侵害留保説によれば、租税の賦課徴収には法律の根拠が必要だが、補助金の交付には根拠は不要

○行政法の一般原則：①適正手続の原則 (憲 31) ②信義誠実の原則 (民 1 II) ③権利 (権限) 濫用禁止の法理 (民 1 III) ④比例原則 ⑤平等原則 ⑥透明性とアカウンタビリティ (説明責務) の原則

▽公法私法二元論：



○行政法の適用範囲に関する判例

□A 会計法 30 条と消滅時効（最判昭 41. 11. 1）国の普通財産の売り払いの法律関係は私法関係であり、代金債権も私法上の債権であるから、会計法 30 条による 5 年の短期消滅時効に服すべきものではない。

□B 供託金払戻請求と消滅時効（最判昭 45. 7. 15）供託金払戻請求権は、民法 167 条 1 項により、10 年が消滅時効となる。cf. 消滅時効の起算点→供託者が免責の効果を受ける必要が消滅した時（紛争の解決 etc）

□A 安全配慮義務違反に基づく損害賠償と消滅時効（最判昭 50. 2. 25）国が公務員に対して負う安全配慮義務違反には会計法 30 条は適用されない（詳しくは国家賠償法にて）[2013-10]

□A 道路の位置指定と物権的請求権（最判平 9. 12. 18）建築基準法の道路位置の指定を受け、現実に開設されている道路を通行することについて日常生活上不可欠の利益を有する者は、敷地所有者に通行を妨害され、妨害されるおそれがあるときは、敷地所有者に対してその妨害行為の排除および将来の妨害行為の禁止を求める権利（人格権的権利）を有する。[2006-8]

□B 農地買収処分と民法 177 条（最判昭 28. 2. 18）自作農創設特別措置法による農地買収処分には民法 177 条は適用されない。[2010-10]

□B 租税滞納処分者と民法 177 条（最判昭 31. 4. 24、最判昭 35. 3. 31）税滞納者の財産を差押えた国の地位は、強制執行における差押債権者の地位に類するものであり、差押の関係に民法 177 条が適用される。[2010-10]

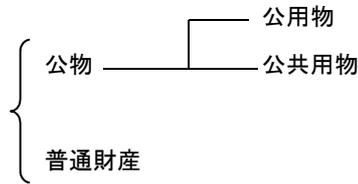
□B 建築基準法 65 条と民法 234 条（最判平元 9. 19）建築基準法 65 条は、同条所定の建築物に限り、相隣関係を定めた民法 234 条 1 項の規定の特則として、民法の規定の適用が排除される旨を定めたものである。[2006-8]

□A 公営住宅の使用関係（最判昭 59. 12. 13）公営住宅法およびこれに基づく条例に特別の定めがない限り、原則として民法および借家法（現借地借家法）の適用がある。[2008-10] [2010-10] [2013-10]

□A 公営住宅法と相続（最判平 2. 10. 18）公営住宅法は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸し、国民生活の安定と社会生活の増進に寄与することを目的とする。このため、入居者が死亡した場合、その相続人が公営住宅を使用する権利を当然に承継すると解する余地はない。[2006-8]

□B 自治体の契約と双方代理（最判平 16. 7. 13）普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体を代表して行う契約の締結には民法 108 条（自己契約及び双方代理の禁止）が類推適用される。また、議会が長の双方代理を追認した場合には、民法 116 条（無権代理行為の追認）の類推適用により、議会の意思に沿って普通地方公共団体に法律効果が帰属する。[2013-10]

○公物 [2011-24]



※自然公物、人工公物（自然のままに利用されているか）
 ※国有公物、公有公物、私有公物（所有権の所在）
 ※公用開始行為、公用廃止行為
 ※取得時効：公共用財産としての形態・機能を喪失したような場合に黙示的公用廃止がなされたものとして公物の取得時効の成立を認める判例あり

○公物の利用形態：一般（自由）使用、許可使用、特許使用 本来的使用、目的外使用

【行政組織】

○行政主体：国、地方公共団体、特殊法人（営造物法人、公共組合など）、独立行政法人、地方公社等

○行政機関：行政庁（各省大臣、都道府県知事、市町村長、独立行政委員会等） [2009-9]

諮問機関（中央教育審議会、法制審議会、地方制度調査会、情報公開・個人情報保護審査会等）
 [2006-9]

参与機関（電波監理審議会）←行政庁を拘束する（諮問機関は拘束しない）

監査機関（会計検査院、行政監察事務所等）

執行機関（警察官、消防署員等） cf. 地自法の執行機関は長や委員会

補助機関（各省庁の次官、局長、役所の職員等） [2006-9]

○国の行政組織：内閣（その下に 11 省←確認のこと） ※国家公安委員会を入れて 12 省

内閣府（その下に宮内庁、金融庁、国家公安委員会、公正取引委員会、消費者庁）

内閣官房（内閣の補助機関であると同時に内閣総理大臣を直接に補佐・支援）

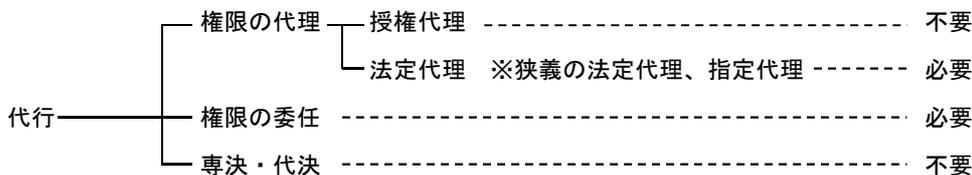
※委員会・庁： 各省、内閣府におかれる機関（外局と呼ばれる） [2009-26] [2013-25]

○国家行政組織法：3条機関（別表1）、7条（別表2）、9条→地方支分部局（財務局、国税局等）

○改正点：内閣法 20 条 2 項、国家行政組織法 5 条 2 項、15 条の 2

○権原の代行 [2006-9] [2009-9]

法律の根拠



○権限の代理・委任の比較

		法令の 根拠	権限の 移動	効果の 帰属先	表示の 形式	A の 権限行使	A の 指揮監督	対外的 公示
権限の 代理	授權代理	不要	なし	A	A 代理 B	可	可	不要
	法定代理	必要						
権限の委任		必要	あり	B	B	不可	不可※	必要

※委任庁が受任庁の上級行政庁であれば指揮監督可能

○権限の監督：監視権、許認可権、指揮命令権、取消権・停止権

【行政法学習のポイント】

○まずは用語を正確に覚える ○暗記法の工夫→チェックペン、ブランクの表をつくる、カード化

【今日のチェックポイント】

法律による行政の原理(3つ) 法律の留保で通説実務でとられている説 行政法の一般原則(6つ)

行政法の適用範囲に関する判例についてはレジュメのものが私法が適用されるかを暗記のこと

公物(2つ) 行政主体の定義と具体例(3つは) 行政庁の定義と具体例(3つは)

諮問機関の定義と具体例(2つは) 参与機関の定義と具体例(1つ) 監査機関の定義と具体例(1つは) 執行機関の定義と具体例(2つは) 補助機関の定義と具体例(2つは)

内閣の下の12省 内閣府の下部組織(3つは) 国家行政組織法の3条機関(別表1)は確認

権限の代理・委任の比較

		法令の 根拠	権限の 移動	効果の 帰属先	表示の 形式	Aの 権限行使	Aの 指揮監督	対外的 公示
権限の 代理	()代理	()	()	()	()	()	()	()
	()代理	()						
権限の()		()	()	()	()	()	()※	()

※委任庁が受任庁の上級行政庁であれば指揮監督可能

【今日の一般知識用語】

第三セクター：国や地方公共団体と民間企業の共同出資により設立された法人で、株式会社や社団法人などの形態をとる。公共性を追求する公企業の第一セクター、経済性を追求する私企業の第二セクターに対して第三セクター（三セク）と称される。自治体の信用と資金力、民間の経営手腕のいいところ取りというふれこみで、一時は全国に広がったが、実際には自治体の出資を間接的に食い物にするかたちで放漫経営・乱脈経営が蔓延していた。もともとの事業見通しの甘さにバブル崩壊で追打ちを食らって以降、三セクの経営悪化は全国に広がっている。

【今日の問題】 （法学検定中級 2013 年） （解答は次回）

法律の留保に関する以下の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

1. 侵害留保説によれば、国民の自由と権利を侵害する行為については法律の根拠が必要である。
2. 行政のすべての活動について法律の根拠が必要であるとする見解は、全部留保説とよばれ、現在の判例・通説である。
3. 権力的な行為であれば、侵害的か授益的かを問わず法律の根拠が必要とする見解は権力留保説である。
4. 重要事項留保説（本質留保説）は、行為が授益的か侵害的か、あるいは権力的か非権力的かにかかわらず、重要な時効は法律で定めるべきとする説である。

前回（一般知識第4回）の解答：5

前回のミニ解説

1～4はすべて個人情報保護法と行政機関個人情報保護法の記載が逆